

医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキンググループ

第2回会議 議事概要（未定稿）

日時 平成29年9月1日（金）13:30～15:30
場所 ルビノ京都堀川 2階 銀閣の間

概要

<レスパイト機能（医療型短期入所）について>

- ・「空床型」の事業所については、入院患者でいっぱいだと、福祉のショート利用に支障を来す。
- ・医療型短期入所にも様々あり、急な医療的ケア児の受け入れが難しいという施設もある。
- ・小児科は入院数が少なくなっており、ベッドは空いている。そこを活用するのも一つ。
- ・医療機関でこどもの短期入所の受入も行っているが、医師の都合ですぐ利用はできない場合も。
特に、呼吸器を装着しているこどもの場合、初めから宿泊を伴う受け入れをするのは難しく、日帰り対応や、家族の対応方法を教えてもらいながら、段階的に宿泊に至っている状況。
- ・「重度訪問介護」の年齢制限が広がり、ヘルパーが病院で夜間宿泊可能になればよい。
- ・短期入所について、1人あたり年間に2泊3日ぐらいしか利用できない年もある。
すなわち、ニーズはあっても使えないという方がおられる。また、遠くの施設に入所した場合に親が不安にもなるので、慣れた施設で複数回利用したいとの要望がある。
- ・北部の現状として、短期入所を利用するにも移動に時間がかかるという問題がある。
ヘルパーの派遣制度があっても、移動に時間がかかり、また、移動に要する費用の問題があるなど、その点の支援がないと短期入所の利用は進まない。

<サービスのニーズについて>

- ・地域にサービスがないので、施設入所のためや暮らしにくさのため、サービスのある地域に引っ越して暮らしておられる方たちもいる。また、障害者へのサービスない自治体では暮せないなので、障害者になればそこを離れて引っ越さざるをえないという悪循環になる。
- ・家族が病院等と調整することは非常にハードルが高い。結果、サービスを使えないというよりも使わない、使わないから実績が上がらず広がっていかない、広がらないから事業所も受けとめるモチベーションが上がらない、という循環であると思う。
- ・利用者ニーズを掘り下げるとのことでは、家族が何を一番望んでいるかという「気軽に」「身近なところで」「慣れた人に」という点。

<コーディネーターについて（役割、人材、報酬等）>

- ・サービス利用時の手続的説明、こどもの状態を適切に専門家に説明する等のことは家族は慣れておらずサービス利用が進まない一つの要因。余裕のない家族の代わりに調整していくのがコーディネーターの役割になるのではないかと思う。

- ・相談支援専門員の研修カリキュラムに専門的な講座の充実を図ること。
また、地域の協議会でこの医療的ケアの必要な子たちの計画を立て、そこで相談支援専門員が重度の方のコーディネートができるような研修が現実的。
- ・コーディネーター養成研修を府として開催するなど制度づくりが不可欠。
- ・計画相談支援の報酬は、医療的ケア等の調整が必要な事業所が多い場合も、調整先が1つだけでも同一。今年度における加算評価を国へも要望しているところ。
- ・在宅に移行する時期に、支援に関係する方に病院に来ていただくこともあるが、そのときにも報酬の評価がない。在宅へ移行時期に向けての支援をする場合の報酬の出しかたの検討が必要。
- ・福祉の相談支援専門員は、医療機関と連携を取るのが非常に難しい。子どもの方はなおさら。

<サービス提供体制確保について（圏域）>

- ・医療型のショートについては、京都市内や他府県の事業所など広域の利用も多く、圏域内で医療機関を確保は困難
- ・現時点で必要な医療の充足、支援を中心に考えていかざるを得ず、圏域を超えての調整が必要

<医療的ケア児への支援提供体制確保について（喀痰吸引等3号研修、看護師等）>

- ・北部はヘルパー自体が少なく、重度な方にも人手が回らない事情から、3号研修受講者も非常に少ないのが現状。
- ・支援学校においては、府教委主催で独自に3号研修を実施している。研修を聴講として講義を聴いていただき、教員への研修機会としても活用している。
- ・学校看護師の質を担保して、医療現場でない学校看護師をどのように確保しながら、学校の中で重要な役割を担っていくのか今後整理が必要
- ・保育についても、訪問看護が入ることができると安心感の面でも違うので保育所でも訪問看護師の受入が進めばよい。

<協議の場について>

- ・医師会のほうも小児科医会等が中心で在宅医療の検討会があるが、行政と医療との連携において、福祉、教育、医師会、医療の立場が集まり、協議や勉強会ができれば。

<医療的ケア児への支援の経営面の問題>

- ・医療的ケア児に係る訪問看護の経営が難しい。
重症児の長期入院等の場合、退院時期が分からず代わりの人に訪問看護に入ることも難しい。
- ・福祉事業所についても、退院後の受入体制を作っても、再入院されることによる収入的なりすくがある。ヘルパーも一緒に、入院されると、その間の収入を埋めることができない。

<医療的ケアが必要な児童等の通学の問題について>

- ・通学について、ほとんどご家族の送迎が通学の条件になっている。親が病気などで送迎できない場合、子供は学校を休まないといけなくなる。
- ・福祉の事業所で、週1日、2日でも看護師が同行することで親が来なくてもよいようにし始めているところがある。少しずつでも何か工夫できるところがないか。